

災害救助法 Q&A ※避難所関係部分

※実際に救助法による国庫支弁の対象になるかは個別事情による側面があるため、あくまで参考としてご活用いただきたい。

項目	番号	Question	Answer
1. 避難所の設置	1-1	一般基準の金額・期間を上回ってしまいそうだが、どのように対応したらよいか。	内閣府に協議いただければ柔軟に対応するため、ためらわずにまず相談すること。
	1-2	指定避難所以外の避難所が開所された場合、災害救助法の支弁対象となるか。	被災者が避難して実質的に避難所としての機能を果たした場合は対象となる。
	1-3	避難所を市外で設置した際の費用は災害救助法の支弁対象となるか。	避難所の設置場所は問ないので、対象となる。自治体同士の互助であり、都道府県庁含めどの設置でも構わないが、救助法が適用されていない自治体が設置すると、救助法の対象外になるので留意が必要（適用自治体が他の自治体に設置しても対象になる）。
	1-4	災害救助法の対象は、市町村が避難指示を出した対象者とするという理解でいいか。「自主避難所」や「自主避難者」は対象とはならないということか。	災害救助法における避難所・避難者に関しては、災害救助法は適用されていれば、避難指示対象かどうかは関係がなく、実態として避難所であれば指定・公示していないても対象であり、避難者であれば住民以外の旅行者も含めて対象になる。自治体において「自主避難所」「自主避難者」という用語を使っている場合があるが、内閣府においては災害救助法の対象かどうかでそのような用語を使うことはない。なお、市町村が避難指示を出した場合でも、災害救助法の要件に該当せず、災害救助法が適用されない場合があることに留意が必要。
	1-5	平時は指定管理している施設を避難所として開所した際、避難所開所期間中の指定管理費用は災害救助法の支弁対象となるか。	避難所の設置に伴って発生した費用ではないため対象外。
	1-6	光熱費の算出に当たっては、どうしたらよいか。	避難所としての使用に起因して増加した光熱費を想定しているので、避難所の開所期間で、平時から増加した部分を計算する等により算出されたい。
	1-7	避難所を警備する際の賃金職員雇上費用は対象となるか。	対象となる。
	1-8	避難所等で活動したDWAT・災害支援ナース・保健師の活動経費は対象となるか。	保健医療福祉調整本部（県庁）の指示を受けて、避難所等で活動した費用であれば「福祉サービスの提供」として対象となり得る。
	1-9	避難所の運営等を委託した場合、委託費として対象となるか。	委託費そのものの費用を対象にしているわけではなく、委託費を細分化していく際に、対象となる経費（人件費等）については、対象となり得る。なお、委託団体からの再委託は対象外。ただし、当該再委託先に直接委託している場合は対象となり得る。
	1-10	県立施設の利用料は対象となるか。	対象外。
	1-11	段ボールベッド等の購入費用は災害救助法の支弁対象となるか。	適用災害の被災者向けに使用する前提で、適用期間中に購入手続きを開始したものは対象となる。
	1-12	発災前から備蓄していた食料やパーテイションテント等を災害の時に使用した際は、災害救助法の支弁対象となるか。	災害救助法は、発災後に被災者に給与・供与した物資の購入費を対象にしているため、事前に購入している備蓄物資（災害救助基金で購入したもののは除く）は対象外。パーテイション等の購入に当たっては、令和6年度の補正予算で措置された新しい地方経済・生活環境創生交付金（地域防災緊急整備型）等でも対象としているほか、食料・水等の物資の購入にあたっては普通交付税の基準財政需要額の算定対象となっている。
	1-13	発災時に、他自治体が備蓄している物資（救助基金での購入に問わず）を購入した場合、購入費は対象となるか。	適用災害の被災者向けに使用する前提で、適用期間中に購入手続きを開始したものは対象となるとしており、他自治体からの購入であっても対象となり得る。
	1-14	毛布のクリーニングやトイレカー等の撤去等、災害救助法の適用期間終了後に発生した費用は、対象となるか。	災害救助法の適用期間に発生した救助に起因するものであれば対象となり得る。（1年後に発生した等は対象外で、現実的な範囲内に限る）
	1-15	トイレカー等の設置費は災害救助法の支弁対象となるか。	消耗品の購入費、点検・修繕費（避難所等での通常の使用に起因するもの）は対象となる。
	1-16	トイレカー等のし尿処理のみ取り費用は災害救助法の支弁対象となるか。	環境省における災害等廃棄物処理事業費補助金で対象としており、災害救助法の対象には想定していない。
	1-17	トイレカー等のリース代は対象となるか。	対象となる。移動代（高速料金・ガソリン代）や必要な人件費・修理代も対象。
	1-18	掃除用具等を購入した費用は対象となるか。	対象となる。
	1-19	入浴支援や洗濯支援に係る輸送代は対象となるか。	入浴支援や洗濯支援のために行政が手配したバスの借り上げ費、燃料費等は対象となる。（個人の自家用車の燃料費やタクシー代等は対象外）
	1-20	ホテル・旅館等への二次避難は、どのくらいの時期から検討すればいいのか。	開設している避難所の生活環境に課題がある場合は、発災日から速やかに検討されたい。なお、検討に当たっては、内閣府にも相談されたい。
	1-21	ホテル・旅館等への二次避難の費用が、基準額を超える場合は、どうしたらよいか。	内閣府に協議いただければ柔軟に対応するため、ためらわずにまず相談すること。
	1-22	ホテル・旅館等のキャンセル代は対象となるか。	あくまで救助法は、現物に係る費用を対象としており、キャンセル代については、対象外。その点も含め、ホテル・旅館等とは調整が必要であり、調整できなければ自治体負担。
	1-23	ホテル・旅館等で配給した食事は対象となるか。	炊き出しの項目で対象となる。
	1-24	ホテル避難における宿泊税や入湯税は対象となるか。	宿泊税や入湯税は都道府県税や市町村税であり、対象外。（被災者については減免可能）
	1-25	在宅避難者に物資等を提供した場合も、災害救助法の支弁対象となるか。	物資等の提供に当たっては、避難所避難者だけを対象にしているわけではなく、在宅避難者や車中泊避難者等、避難所外避難者も対象となる。
2. 炊き出しその他の食品の給与	2-1	一般基準の金額を上回ってしまいそうだが、どうしたらよいか。	内閣府に協議いただければ柔軟に対応するため、ためらわずにまず相談すること。（ただし、華美な食事や酒類は当然対象外）
	2-2	キッチンカーの入件費は災害救助法の支弁対象となるか。	対象となり得るが、賃金職員雇上費の項目で対象としている。
	2-3	キッチンカーで避難者に提供した弁当等代は災害救助法の支弁対象となるか。	対象となり得る。原材料だけでなく、移動代や各種コストも含めた代金として差し支えないが、具体額は地域の相場に沿って、県や市町村が設定することになる。
	2-4	市や県が備蓄していた食料を避難者に提供した場合、その費用は災害救助法の支弁対象となるか。	災害救助基金で購入している場合は、対象となる。 ※他の国庫補助金等（交付金等）で購入しているものは対象外

3. 飲料水の供給	3-1	ペットボトル水は災害救助法の支弁対象になるか。	対象となるが、ペットボトル水は炊き出しの項目で対象になるので、飲料水ではなく、炊き出しの項目で請求すること。
	3-2	病院・福祉施設への給水は災害救助法の支弁対象か。	不特定多数が使う支援拠点であれば対象となる。対象者限定であれば、施設管理者の責任で実施するものであり、救助法の対象外。
4. 福祉サービスの提供	4-1	要介護者等介護保険の対象者への福祉避難所の提供は災害救助法の支弁対象となるか。	避難所の供与自体は差し支えないが、介護保険のサービス等に要した費用は、災害救助法では対象外。
	4-2	福祉避難所で提供された食事の費用は災害救助法の支弁対象となるか。	炊き出しの項目で対象となる。
	4-3	応援スタッフの宿泊代・交通費は災害救助法の支弁対象となるか。	県・市町村との調整がなされたものであれば、対象となり得る。宿泊費と現地までの移動費は福祉サービスの項目、被災地内の移動経費は輸送の項目。
	4-4	仮設住宅や自宅等への福祉支援としての見守り活動は災害救助法の支弁対象となるか。	行政からの指示・要請がある場合には対象となり得る。なお、救助法からの支弁は、厚労省事業（見守り支援事業等）の対象となっていない場合に限る。
	4-5	告示第7条3号口に規定する「災害時要配慮者からの相談対応」に、保健師や看護師による健康観察は含まれるか。	被災都道府県（事務委任を受けた市町村を含む）の要請を受けて、避難所や在宅・車中泊避難者のものとへ派遣された保健師や看護師等による健康観察は含まれる。このとき、当該健康観察に要する費用については、訪問看護には該当ないと考えられることから、看護師等が民間施設に所属する場合は賃金職員等雇上費で支弁し、保健師等が公立病院等に所属する場合はその時間外手当分について救助事務費で支弁することとなる。なお、病院等において相談対応する場合は、病院機能が維持されていることから救助法の対象とはならない。
5. 輸送	5-1	自宅から避難所に避難するのに要した輸送の費用は災害救助法の支弁対象になるか。	おそれ段階において、高齢者、障害者等の要配慮者が自ら避難することが困難な状況にある者等を避難所へ輸送するための、バスの借上げ利用料等の費用であれば、対象となる。
	5-2	避難指示がない状態で輸送を行った場合、費用は災害救助法の支弁対象になるか。	緊急時のために都道府県知事、市町村長又は警察官等による避難勧告等が発令される暇がなかったが、客観的にみて当然避難をする状況にある場合の避難であれば、対象となる。
	5-3	避難者を避難所から避難所への輸送する費用であれば災害救助法の支弁対象になるか。	対象となる。
	5-4	ドクターヘリに係る費用は災害救助法の支弁対象になるか。	県外からのドクターヘリであれば、運行経費（燃油費、飛行手当等）、人件費、宿泊費、旅費等が、医療に係る経費として、医薬品等の消耗品費がそれぞれ国庫負担の対象となり得る。ただし、自治体の保有するドクターヘリについて、平時より継続して必要となる整備費等は対象外。
6. 賃金職員等雇上費	6-1	避難所の運営を自治体組織ではなく、他組織に委託をした時の、賃金職員等雇上費は災害救助法の支弁対象になるか。	委託費は、様々な費用で構成されているものであり、そのうち、人件費等であれば「賃金職員等雇上費」の対象となり、必要物資については、「避難所の設置」の対象となる。
	6-2	被災者に炊き出しを実施する際に、飲食業者等を雇いあげた費用は災害救助法の支弁対象になるか。	対象となる。
7. 救助事務費	7-1	職員の時間外勤務に関しては、避難所等ではなく、市役所等で事務を行っていた場合も災害救助法の支弁対象になるか。	応急救助に要した費用が対象であるので、本部機能を担った職員の時間外勤務は対象外。
	7-2	物資の搬入を行った職員の時間外費用は対象となるか。	避難所や支援拠点で実施していれば対象となり得る。
	7-3	災害救助法の請求に係る事務作業に要した時間外手当は災害救助法の支弁対象になるか。	救助事務費は、救助期間内において、救助の事務を行うに直接必要な経費のほか、救助費の精算の事務を行うのに必要な経費も含まれるため、対象となる。
	7-4	総務省の対口支援制度により派遣された職員の時間外手当は災害救助法の支弁対象になるか。	総務省が財政措置を講じているので、救助法では対象外。
	7-5	航空機キャンセル代は災害救助法の支弁対象になるか。	あくまで救助法は、現物に係る費用を対象としており、キャンセル代については、対象外。
	7-6	職員等、支援者に提供した食費等は災害救助法の支弁対象になるか。	基本的には対象外。ただし、食料の確保が困難であり、不眠不休で業務に従事しているような場合であれば、炊き出し又は弁当等の支給・購入等をやむを得ない場合は対象となる。

※項目番号は、告示や災害救助事務取扱要領とは対応していない。